

23425

愛知県

蟹江町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	対象地域	措置の内容
蟹江町企業再 投資促進補助 金交付要綱	H29.6 H30.3 改正	○補助対象 ・蟹江町内において、10 年以 上立地しており、かつ愛知県 内において 20 年以上立地し ている企業が製造業等に係 る工場、研究所の新增設等 を行う場合。 ○対象分野 ・次世代自動車関連(自動車関 連を含む)、航空宇宙関連、 環境・新エネルギー関連、健 康長寿関連、情報通信関 連、ロボット関連等の分野 ・愛知県の産業集積の推進に 関する基本指針に基づく西 尾張地域の集積業種の分野 ○交付要件 ・中小企業、中堅企業は、25 人 以上の常用雇用者を維持 し、固定資産取得費用(土地 を除く)の合計金額が1億円 以上であること。 ・大企業は、50 人以上の常用 雇用者を維持し、固定資産 取得費用(土地を除く)の合 計金額が 25 億円以上である こと。	蟹江町全域	補助金 ○補助対象経費 土地を除く固定資産取得費用(消費税 相当額を除く) (新增設に係る工場建設費、機械装置 費等) ○補助率 10%以内(うち県補助分5%以内) (大企業は4%以内) ○限度額 5,000 万円(うち県補助分 2,500 万円) (大企業は 2,500 万円) ○申請時期 工事着手の 30 日前までに事業認定申 請が必要です。 ○その他 ・愛知県新あいち創造産業立地補助金交 付要綱に基づく認定を受けることが必要 です。